

吹田市保健所条例を次のとおり公布します。

令和元年 1 2 月 2 7 日

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 3 7 号

吹田市保健所条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地域保健法（昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する保健所に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び所管区域)

第 2 条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 吹田市保健所
- (2) 位置 吹田市出口町 1 9 番 3 号
- (3) 所管区域 市内全域

(保健所運営協議会)

第 3 条 法第 1 1 条の規定に基づき、本市に、市長の附属機関として、吹田市保健所運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

- 2 運営協議会は、委員 1 1 人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者、保健医療関係団体又は市内の公共的団体の代表者、事業者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、運営協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 執行機関の附属機関に関する条例（昭和 3 2 年吹田市条例第 3 0 2 号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部吹田市立総合福祉会館及び吹田市立保健センター運営審議会の項を削る。

（吹田市立総合福祉会館条例の一部改正）

- 3 吹田市立総合福祉会館条例（昭和 6 2 年吹田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（運営審議会）

第 1 2 条 会館の運営について審議するため、本市に、市長の附属機関として、吹田市立総合福祉会館運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。

2 運営審議会は、委員 1 0 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他規則で定める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、運営審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。